

## 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）日本政府苑 協賛 募集要領

2027年国際園芸博覧会（以下、「GREEN×EXPO 2027」という。）は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

日本政府は、「日本の自然観を再考し、未来へ進む」をコンセプトに、特にZ世代をはじめとする次世代の気づきや参画を促す、日本の伝統的な庭園技術や自然観に加え、新しい農業技術やグリーンインフラに関する屋外・屋内展示を行う日本政府苑を GREEN×EXPO 2027 に出展する準備を進めております。また、数多くの賓客等の来訪が想定されることから、日本の優れた点や魅力等をより感じていただくために、日本が誇る製品、技術、文化等を積極的に発信していきたいと考えており、このためには日本政府だけでなく、様々な企業・団体の皆様のご協力が必要不可欠です。

つきましては、日本政府から日本政府苑の展示運営等にかかる業務を受託している公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の日本政府苑事務局担当（以下、「事務局担当」という。）は、日本政府苑への協賛を独自に設け、次のとおり募集を実施いたします。

### 1 協賛の概要と方式

日本政府苑への協賛は、企業・団体の皆様からのご支援により、資金・物品・役務をご提供いただく仕組とし、以下のいずれかの方式によりご提供いただきます。

また「2027年国際園芸博覧会基本計画」及び「2027年国際園芸博覧会政府出展基本計画」（以下「各基本計画」という。）による理念に基づく、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに関連する協賛や、アクセシビリティの向上に資する協賛を募ります。

#### (1) 資金提供

日本政府苑の魅力向上に資する資金をご提供いただきます。

#### (2) 物品提供

日本政府苑で必要とする物品等の現物を無償でご提供いただきます。所有権等は協会に帰属します。なお、物品には施設等の不動産を含みます。

#### (3) 役務提供

日本政府苑で必要とする技術やサービス、人員等を無償でご提供いただきます。必要に応じて別途ライセンス契約等を締結します。

#### (4) 無償貸与

日本政府苑で必要とする施設や物品等を協賛者所有のまま無償で貸与いただき

ます。会期終了後は、協賛者において回収のうえ、販売や再利用等をお願いします。

#### 【協賛の内容（事例）】

- ・暑熱対策に資する物品、技術の提供
- ・展示に使用する資機材、技術の提供
- ・スマート農業に関連する資材や設備、技術の提供
- ・未来世代と連携して取り組む探究プログラムへの支援

※日本政府苑の計画の進捗により、順次公表を予定しておりますが、内容については事務局担当とご調整いただきます。

## 2 協賛規模の算定方法

物品・役務の協賛規模は金銭換算に基づいて算定し、原則として定価を用います。定価の提示が難しい場合は、見積事例などを示す資料のご提供をお願いします。詳細については、別途協議の上で対応します。

※物品等の提供や無償貸与の場合、納入・設置・撤去・回収等にかかる費用は、原則として協賛者にご負担いただきます。なお、納入・設置・撤去・回収等にかかる費用も金銭換算の対象とします。

※協会が善良な管理者の注意をもって管理を行っている場合、貸与期間中（輸送期間を含む）に対象物品等が紛失・破損・汚損等が生じて、協会は弁償等を行いません。懸念される場合は、保険等にご加入ください。なお、当該費用も金銭換算の対象とします。

※協賛内容が物品の提供であり、提供物品に瑕疵が存在していた場合、原則として、協賛者の負担において遅滞なく回収・交換・補修等を行っていただきます。

## 3 協賛にあたり考慮いただきたい事項

### (1) 「サステナビリティ（持続可能性）」関係

GREEN×EXPO 2027 では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、気候変動対策や生物多様性等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GXの実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向け、GREEN×EXPO 2027 を通じて取組を発信します。さらに、日本政府苑内の仮設建築物は、循環（リユース、リサイクル）やカーボン排出抑制など環境負荷低減に配慮した建築としています。

このため、物品・役務等をご提供いただく際には、各基本計画の理念を踏まえ、サステナビリティに配慮していただくようお願いします。

(2) 「アクセシビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027 では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。

このため、物品・役務等をご提供いただく際には、各基本計画の理念を踏まえ、アクセシビリティに配慮していただくようお願いします。

4 各種法令・規則等の遵守

協賛者は、協賛に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027 のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027 の一般規則、特別規則、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

5 協賛者への特典

協賛者には、参加方式・金額に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部を提供する予定です。特典の範囲や利用方法、その他の詳細については、個別にご案内いたします。

(1) 呼称権

日本政府苑との関わりを示す呼称を表示する権利（ただし商品への使用は除く）

(例) GREEN×EXPO 2027 日本政府苑○○○パートナー

【ご協賛金額（税抜）と呼称（協賛ランク）】

5000 万円以上	ビジョナリーパートナー
3000 万円以上～5000 万円未満	リーディングパートナー
1000 万円以上～3000 万円未満	コラボレートパートナー
1000 万円未満	サポートパートナー

(2) 名称表示権

社名等を提供物品や日本政府苑ホームページ、日本政府苑内ボード等、各種媒体へ表示する権利

(3) 日本政府苑ロゴマークの使用権

日本政府苑のロゴマークを下記のものについて使用する権利

※ロゴマークは現在作成中のため、別途ご案内いたします。

【使用例】

ア 自社使用品

- ・ 職員が使用する名刺
- ・ 組織全体で共通に使用する封筒
- ・ 社員証等自社で発行する ID カード

※現時点で景品や頒布品として使用することはできません。景品や頒布品として使用された場合は、必要な使用料がかかる場合がありますのでご注意ください。

イ 企業・団体広告

企業・団体のイメージ広告（日本政府苑に関することや、社会貢献活動などの周知を目的とする広告）

※商品やサービスの周知・販売促進につながる広告は「一般商品広告」となり、その扱いについては別途ご案内します。

(4) 式典やイベントへの参加権

式典やイベント等、日本政府苑内で行う日本政府主催の行催事に参加できる権利  
※特定の協賛ランクのみ

(5) 日本政府苑の優先入館

日本政府苑の優先入館権の付与  
※優先入館者数は協賛ランクにより設定

(6) 日本政府苑施設の優先利用

イベントスペース等、日本政府苑施設の優先利用権の付与  
※特定の協賛ランクのみ

## 6 参加手続

### (1) 参加資格

協賛者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。原則、個人からの申込は受け付けません。

ア 申込に関する責任者が申込時点で18歳以上であること。

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

エ 国土交通省（本省又は関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

※参加資格の確認の詳細は別途様式にて定めます。

### (2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として協賛参加申込をするときは、各構成員が(1)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

**【複数の企業・団体等による参加申込の例】**

業界団体の事務局、企業グループ（団体）を統括する委員会・出展参加者会、企業同士の共同企業体等からの参加申込等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

(3) 申込書提出

ア 受付期間

協賛募集要領公表日から

※原則として、募集内容が充足し次第、受付終了とします（必要に応じて募集締切りを提示します）。

※郵送の場合、申込受付締切日の消印があるものまでを有効とします。

イ 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ原則として、電子メールにて提出してください。電子メールでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、事務局担当に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

※メールアドレス、郵送先住所については、「10 日本政府苑協賛に関する問合せ先」に記載。

◇件名：【送付】日本政府苑協賛にかかる提出書類について（企業・団体名）

(4) 提出書類

ア 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

イ 各様式は以下のリンクからダウンロードしてください（郵送による提供は行いません）。

国土交通省 HP：[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/index\\_00006.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/index_00006.html)

農林水産省 HP：

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/expo2027.html>

ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

エ 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し、提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

オ 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、協賛参加資格を失うことがあります。

カ 一度提出された提出書類の訂正及び差替等は認めません（ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、事務局担当が指示する場合は除く）。

**【申込に必要な書類等】**

- ① 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）日本政府苑協賛参加申

込書（様式1）

- ② 登記事項証明書（なお、権利能力なき社団の場合は、別途、事務局担当が定める書類を提出いただきます。）
- ③ 誓約書（横浜市暴力団排除条例関係）（様式2）
- ④ 複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書（代表構成員）（様式3-1）
- ⑤ 複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書（代表構成員以外）（様式3-2）
- ⑥ 複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員の関係を説明する資料（団体規約・相関図等）
- ⑦ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式4）  
※複数の企業・団体等での申込の場合、②、③は代表構成員に関する書類を提出してください。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求めることがあります。

※⑦についてはPDF化せず、Excelファイルでご提出ください。

(5) 質問受付

質問は随時受け付けます。

ア 提出方法

GREEN×EXPO 2027 日本政府苑協賛参加質問票（様式5）に質問内容を記載し、事務局担当へ電子メールで提出してください。

質問への回答は、事務局担当より個別にメールにて送信します。

※メールアドレスについては、「10 日本政府苑協賛に関する問合せ先」に記載。

◇件名：【質問】 GREEN×EXPO 2027 日本政府苑協賛（企業・団体名）

(6) 提出の確認

各提出書類が送信された電子メール宛てに事務局担当から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局担当からの返信メールが届かない場合は、平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）9時から17時までに電話で問い合わせてください。

※電話番号については、「10 日本政府苑協賛に関する問合せ先」に記載。

(7) 費用の負担

提出書類の作成、提出、その他日本政府苑協賛手続きに要する一切の費用は、協賛者の負担とします。

7 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。

- ・2025年12月～ 協賛募集要領資料公開、参加申出受付開始

- ・以降随時 審査、(決定した場合) 契約

## 8 その他

- (1) 事務局担当からの連絡は、原則として電子メールとします。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、申込者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> expo2027yokohama.or.jp

- (2) 当協会から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限り PC 等で受け取れる電子メールをご使用ください。

## 9 特記事項

- ・本募集要領に記載のすべての内容は 2025 年 12 月 25 日時点での内容となります。
- ・今後の状況により変更・修正することがあります。
- ・日本政府苑協賛にかかる契約については、協会と協賛者間において締結いたします。

## 10 日本政府苑協賛に関する問合せ先

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 (政府出展部政府出展課内) 日本政府苑事務局担当

住 所：〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館

E-mail：seifukyosan★expo2027yokohama.or.jp

※迷惑メール防止のため「@」を「★」にしていますので、送信時に「@」に変更してください。

電話番号：045-307-2089

※電話受付時間：平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）9時から17時まで

## 11 参考資料

- ・2027年国際園芸博覧会基本計画（協会ホームページ）

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/plan/>

- ・2027年国際園芸博覧会政府出展基本計画

(国土交通省、農林水産省ホームページ)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001857298.pdf>

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/hanaippai2022/attach/pdf/230119-26.pdf>

- ・サステナビリティに関する取組み（協会ホームページ）  
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>
- ・アクセシビリティの検討状況（協会ホームページ）  
[https://expo2027yokohamaor.jp/news/news\\_20240913/](https://expo2027yokohamaor.jp/news/news_20240913/)
- ・GREEN×EXPO 2027 の一般規則及び特別規則  
（国土交通省、農林水産省ホームページ）  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000089.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html)  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)
- ・アクセシビリティ・ガイドライン（協会ホームページ）  
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>
- ・持続可能性に配慮した調達コード等（協会ホームページ）  
[https://expo2027yokohama.or.jp/wpcontent/uploads/2024/03/02\\_sus\\_code\\_20240118\\_2.pdf](https://expo2027yokohama.or.jp/wpcontent/uploads/2024/03/02_sus_code_20240118_2.pdf)

以上